

平成二十六年一月二十九日提出
質問第一五号

一九九二年から一九九三年にかけての我が国のプルトニウム輸送に係る当時の政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

一九九二年から一九九三年にかけての我が国のプルトニウム輸送に係る当時の政府の対応に関する質問主意書

本年一月十八日付東京新聞の報道によると、一九九二年から九三年にかけてフランスから我が国にプルトニウムが輸送された際、当時の科学技術庁や動力炉・核燃料開発事業団（動燃）が、港や船の名前を非公開とする一方で、報道機関に虚偽の説明をしたり、情報をリークする方法を検討していたことを示す内部資料が見つかったとのことである。また同じく報道には、当時の科学技術庁が作成した、プルトニウム輸送に際して秘密にすべき情報のリストを挙げた書類の写真も掲載されている。

右を踏まえ、質問する。

- 一 政府として、前文で挙げた東京新聞報道を承知し、その内容を把握しているか。
- 二 東京新聞報道にあるように、一九九二年当時、政府としてプルトニウム輸送に関連する情報を秘密扱いにし、更には報道機関に虚偽の説明をしていたというのは事実か。事実なら、誰の権限により、一連の流れが決定されていたのか、詳細を説明されたい。
- 三 二の決定に係る決裁書は作成されているか。また現在は誰の責任の下、どこに保管されているか。

四 二の一連の秘密指定の流れは、当時の科学技術庁長官はじめ他の国务大臣、国会議員に知らされていたか。

五 昨年十二月六日、いわゆる特定秘密保護法が成立した。同法で規定される秘密に該当するか。

六 東京新聞報道に書かれている、一九九二年当時のプルトニウム輸送に関連する情報を、当時の政府職員が秘密扱いにし、報道機関に虚偽の説明をしていたことは、秘密保護法に違反するか。

七 東京新聞報道に書かれていることと同じように、特に原子力政策に係る情報が政府職員により一方的に秘密指定され、国民に正確な事実が隠蔽されるという事態が、秘密保護法が成立したことにより今後起こり得るものと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。